

教政第857号  
教体第691号  
令和2年10月30日

各市町村教育長 様

熊本県教育長 古閑 陽一

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」による感染症対策の実施について（通知）

新型コロナウイルス感染症に関して、文部科学省が定める「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（以下「衛生管理マニュアル」）」では、“地域の感染レベル”に応じた対策を講じることとされています。

県内の感染状況について今後も拡大や収束が想定される中で、“地域の感染レベル”に応じた対策を講じ、感染防止と教育活動の両立を図るため、別添のとおり「衛生管理マニュアル」における地域の感染レベルの設定基準（県立学校）を定め、これに従い「衛生管理マニュアル」による感染症対策に取り組むよう、各県立学校に通知しました。

つきましては、各教育委員会におかれては、貴管下の各公立幼稚園、小・中・義務教育学校（八代市教育委員会は八代支援学校を含む。）について、この通知を参考に、各地域や市町村の実態に応じて、感染症対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、6月からの学校再開にあたり通知した「市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（令和2年5月26日付教政第206号教育長通知）」及び8月の県内感染拡大に伴う感染対策の強化にあたり通知した「市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン（令和2年8月18日付教政第574号教育長通知）」については廃止します。

また、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準」の改訂を行いましたので、本基準を参考に、市町村の関係部局や関係機関と連携の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

○「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～新しい生活様式～」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

【担当】

熊本県教育委員会

教育政策課 中川、吉村

TEL 096-333-2699

県立学校教育局体育保健課 濱本、杉原

TEL 096-333-2712



教政第857号  
教体第691号  
令和2年10月30日

各県立学校長 様

教 育 長

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」による感染症対策等について（通知）

新型コロナウイルス感染症に関して、文部科学省が定める「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（以下「衛生管理マニュアル」）」では、“地域の感染レベル”に応じた対策を講じることとされています。

県内の感染状況について今後も拡大や収束が想定される中で、“地域の感染レベル”に応じた対策を講じ、感染防止と教育活動の両立を図るため、「衛生管理マニュアル」の“地域の感染レベル”と本県のリスクレベルとの関係を下記の設定基準のとおり定めました。

つきましては、今後、各学校においては、この設定基準に従い「衛生管理マニュアル」による感染症対策に取り組むこととします。

なお、6月からの学校再開にあたり通知した「熊本県立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（令和2年5月26日付教政第205号教育長通知）」及び8月の県内感染拡大に伴う感染対策の強化にあたり通知した「熊本県立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン（令和2年8月18日付教政第574号教育長通知）」については、廃止します。

また、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準」の改訂を行いましたので、本基準に基づき、引き続き感染拡大防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 「衛生管理マニュアル」における地域の感染レベルの設定基準（県立学校）

地域の感染レベル	設定基準
3	県内の感染拡大の状況、地域・学校における感染状況、本県を対象とした緊急事態宣言の発令、知事からの休業要請等を踏まえ、県教育委員会が総合的に判断し別途通知する。
2	県リスクレベルが3以上の場合（地域の感染レベルが3の場合を除く）※
1	県リスクレベルが0～2の場合

※ 但し、衛生管理マニュアル（2020.9.3Ver.4）第2章2（1）①において、「レベル3及び2の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようにしてください。」とあるのは、本県においては、県リスクレベルが4以上の場合に適用するものとします。

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～新しい生活様式～」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

**【担当】**

教育政策課 中川、吉村

TEL 096-333-2699

体育保健課 濱本、杉原

TEL 096-333-2712

別添

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準

令和2年（2020年）10月30日

熊本県教育委員会

1 出席停止の基準・期間

	基準	期間
①	幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）の感染が判明した場合	治癒するまで
②	児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間
③	児童生徒等がPCR検査等※1を受けることが決定した場合（上記②の濃厚接触者に特定された者を除く）	陰性と判明するまでの期間
④	児童生徒等に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状がみられる場合	症状がみられなくなるまで
⑤	海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑥	その他、校長が出席停止を必要と認める場合 ※2	校長が必要と認める期間
⑦	<u>熊本県リスクレベル※3 のレベル4以上に該当する際、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合</u>	同居の家族に症状がみられなくなるまで

※1 PCR検査、抗原検査等、新型コロナウイルス感染症を判定するための検査。

※2 「その他」とは、次の状況等のことをいう。

- ・児童生徒等や保護者が、登校について不安（感染する不安、本人・同居する家族に感染の疑いがあり他人に感染させる恐れによる不安等）を持ち、保護者から休ませたいと相談があった場合。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等に感染の不安があり、主治医の見解を基に、保護者から休ませたいと相談があった場合。

※3 熊本県リスクレベル

リスクレベル	県の判断基準
レベル5 厳戒警報	県内で ①新規感染者150名以上かつ②病床使用率25%以上 等
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者50名以上かつ②リンク無し感染者25名以上
レベル3 警報	県内で ①新規感染者30名以上又は②リンク無し感染者15名以上
レベル2 警戒	県内で ①新規感染者が発生かつ②レベル3に該当しない場合
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生かつ②県内では新規感染者が未発生
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない

## 2 臨時休業等の基準・措置・期間

県教育委員会は、感染した児童生徒等や教職員の学校における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認し、以下の（１）から（４）までの適用について、健康福祉部局と協議のうえ、総合的に判断し決定する。

### （１） 学校内において、感染者が判明した場合

基準	児童生徒等又は教職員の感染が1人以上判明した場合
措置	当該校の全部又は一部の臨時休業を実施する ※4
期間	濃厚接触者が保健所により特定され、感染者の学校内での活動の状況や学校の感染拡大の状況を踏まえ、学校での感染拡大の恐れがなくなるまでの間

※4 学校外で感染したことが明らかで、学校内感染の恐れが低い場合は、臨時休業を行わないことがある。

### （２） 学校内に感染者はいないが、県内の一部において感染が拡大している場合

基準	保健所管内において、学校関係者の感染が拡大している場合※5 やその保健所管内（隣接する県を含む）から通学・通勤する児童生徒等及び教職員が多い場合
措置	当該保健所管内にある全部又は一部の県立学校の臨時休業若しくは分散登校等※6 を検討し、適切な対応を行う
期間	地域の状況に応じた感染拡大防止上必要な期間

※5 保健所管内において、他校の児童生徒等及び教職員に、感染経路が不明な感染者や新規感染者が増加している場合のこと。

※6 分散登校、時差登校、時間短縮等のこと。

### （３） 学校内に感染者はいないが、県内の広域において感染が拡大している場合

基準	県内の広域において感染が拡大している場合※7 又は知事から臨時休業の要請又は事実上の協力要請があった場合
措置	地域の感染状況に応じて、県内の全部又は一部の県立学校の臨時休業若しくは分散登校等を検討し、適切な対応を行う
期間	地域の状況に応じた感染拡大防止上必要な期間

※7 熊本県リスクレベルがレベル5 厳戒警報以上の場合のこと。

### （４） 学校内に感染者はいないが、本県が緊急事態宣言の対象区域に属した場合

基準	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県に緊急事態宣言が出された場合
措置	地域の感染状況に応じて、県内の全部又は一部の県立学校について臨時休業若しくは分散登校等を検討し、適切な対応を行う
期間	地域の状況に応じた感染拡大防止上必要な期間

## 3 その他

- （１） 学校は、児童生徒等が「1 出席停止の基準・期間」の「基準」に該当した場合は、保護者から学校に報告するよう通知する。
- （２） 学校は、熊本県リスクレベルを確認し、「1 出席停止の基準・期間」の「基準」⑦について、レベルに応じた対応を児童生徒及び保護者へ適時周知する。
- （３） 出席停止及び臨時休業の基準・期間等については、今後の感染拡大の状況や国や県・市の状況分析・提言等を踏まえ、変更する場合がある。

# 文部科学省「衛生管理マニュアル」における地域の感染レベルの設定基準(県立学校)等

熊本県教育委員会

県リスクレベル		衛生管理マニュアル					
レベル	判断基準	地域の感染レベル	地域の感染レベルの設定基準(県立学校)	地域の感染レベル毎の行動基準等			
				身体的距離	登校	感染リスクの高い教科活動	部活動(自由意思の活動)
(爆発的な感染拡大や、国が緊急事態宣言を行う場合)		3	県内の感染拡大の状況、地域・学校における感染状況、本県を対象とした緊急事態宣言の発令、知事からの休業要請等を踏まえ、県教育委員会が総合的に判断し別途通知する。	できるだけ2m程度(最低1m)	本人だけでなく同居の家族に発熱等の風邪症状があるときは自宅で休養	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル5 厳戒警報	県内で ①新規感染者150名以上かつ ②病床使用率25%以上等						
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者50名以上かつ ②リンク無し感染者25名以上	2	※ 但し、衛生管理マニュアル(2020.9.3Ver.4)第2章2(1)①において、「レベル3及び2の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようにしてください。」とあるのは、本県においては、県リスクレベルが4以上の場合に適用	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	本人に発熱等の風邪症状があるときは自宅で休養	(収束局面) 感染リスクの低い活動から徐々に実施 (拡大局面) 感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル3 警報	県内で ①新規感染者30名以上又は ②リンク無し感染者15名以上						
レベル2 警戒	県内で ①新規感染者発生かつ ②レベル3に該当しない場合	1	県リスクレベルが0~2の場合			適切な感染対策を行った上で実施	十分な対策を取った上で実施
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生かつ ②県内では新規感染者が未発生						
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない						

\* 県リスクレベルに係るレベル及び判断基準は令和2年10月改訂時点

\* 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(「衛生管理マニュアル」)」は2020.9.3Ver.4